

—都税についてのお知らせ—

12月 は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、1月5日（月）までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納付方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし！！

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、12月10日（水）までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第3期分からの口座振替が可能です。



おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

<課税について> 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



（台東区）台東都税事務所 03（3841）1271



納期内納税にご協力をお願いします

都と区市町村では、安定した税収と納税の公平性確保を目指して、「オール東京滞納 STOP 宣言」に基づき、連携して納期内納税の取組を推進しております。

※オール東京滞納 STOP 宣言：「滞納は させない 放置しない 逃がさない」

【お問合せ先】主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039

【納税のご相談窓口】 納税が困難な場合は、ご連絡ください。

税金の種類	23区内	多摩・島しょ地域
個人住民税	各区役所	各市役所・町村役場
個人事業税	各都税事務所・各支庁（島しょ地域）	
固定資産税 都市計画税	各都税事務所	各市役所・町村役場
自動車税種別割	各都税事務所・各支庁（島しょ地域）	
軽自動車税種別割	各区役所	各市役所・町村役場

個人住民税については、地方税共通納税システムで一括納付・給与支払報告書の提出が可能です。



詳しくは eL-TAX の

ホームページをご覧ください。

—都税についてのお知らせ—

昨年度に引き続き、令和7年度も



小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します 23 区内

減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が 400 m²以下であるもののうち 200 m²までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が 1 億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の 2割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和7年 12 月 26 日（金）です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、9月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続きもできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所

（台東区）台東都税事務所 03（3841）1271

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。



	12月26日(金)	12月27日(土) ～1月4日(日)	1月5日(月)
都 税 の 納 付	○	×※1	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」を ご利用ください。※2	○
証 明 書 等 の 発 行	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※1 閉庁期間でも、金融機関等の窓口やペイジー対応の ATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

また、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご活用ください。

※2 自動車税事務所、支庁を除く。

【お問合せ先】 所管する各都税事務所等 (台東区) 台東都税事務所 03(3841)1271

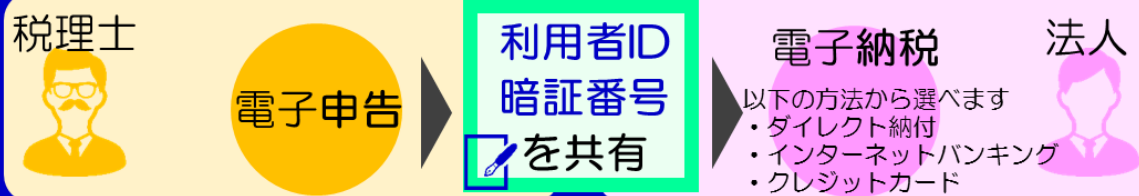


eLTAX 電子納税のご案内

「電子申告手続は**税理士**」、「納税手続は**法人**」の場合に、
便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士が eLTAX で電子
申告した場合でも、利用者 ID と暗証番号を共有いただければ、
法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！

詳しくは、こちら⇒



【お問合せ先】

東京都主税局徴収部徴収指導課

TEL（直通）：03-5388-2984

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金 1 億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3 年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、東京都が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。） * 空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） * 照明設備（LED 照明器具、LED 誘導灯器具） * 小型ボイラー設備（小型ボイラー類） * 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減 免 額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の 2 分の 1 を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の 2 分の 1 が限度 ※ 減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和 13 年 3 月 30 日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和 12 年 12 月 31 日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆ 詳しくは東京都主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内や Q & A も掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・ 所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・ 主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・ 主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - ・ 地球温暖化対策報告書制度 受付窓口 03-5388-3433
 - ・ 導入推奨機器 03-5990-5087